

一時滞在場所設置運営マニュアル

(令和4年3月)

小 樽 市
古 平 町

一時滞在場所設置運営マニュアル

第1 基本的事項

1 マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、「原子力災害時等における広域避難に関する協定」に基づき、北海道電力(株)泊発電所において原子力災害が発生、又は発生するおそれがある場合において古平町が小樽市へ広域避難を実施する際に、小樽市内に設置する一時滞在場所の設置運営に係る業務を円滑に実施することを目的とする。

2 一時滞在場所の業務

一時滞在場所は、ホテル・旅館等の避難所での受入態勢が整うまでの滞在（宿泊を含む。）のほか、当該施設を中心に避難者の把握や生活支援を行う機能を有し、次の業務を行うこととするものとする。

- ① 避難者の把握
- ② 避難所（ホテル等）の空き状況の把握
- ③ 避難所（ホテル等）の割り振り
- ④ 避難所（ホテル等）で受入れることができない避難者の滞在
- ⑤ 避難者への食事、寝具等の生活必需品の提供
- ⑥ 避難者への事故状況などの情報提供
- ⑦ 避難車両の誘導
- ⑧ 自主避難者からの連絡受付

3 一時滞在場所の運営主体

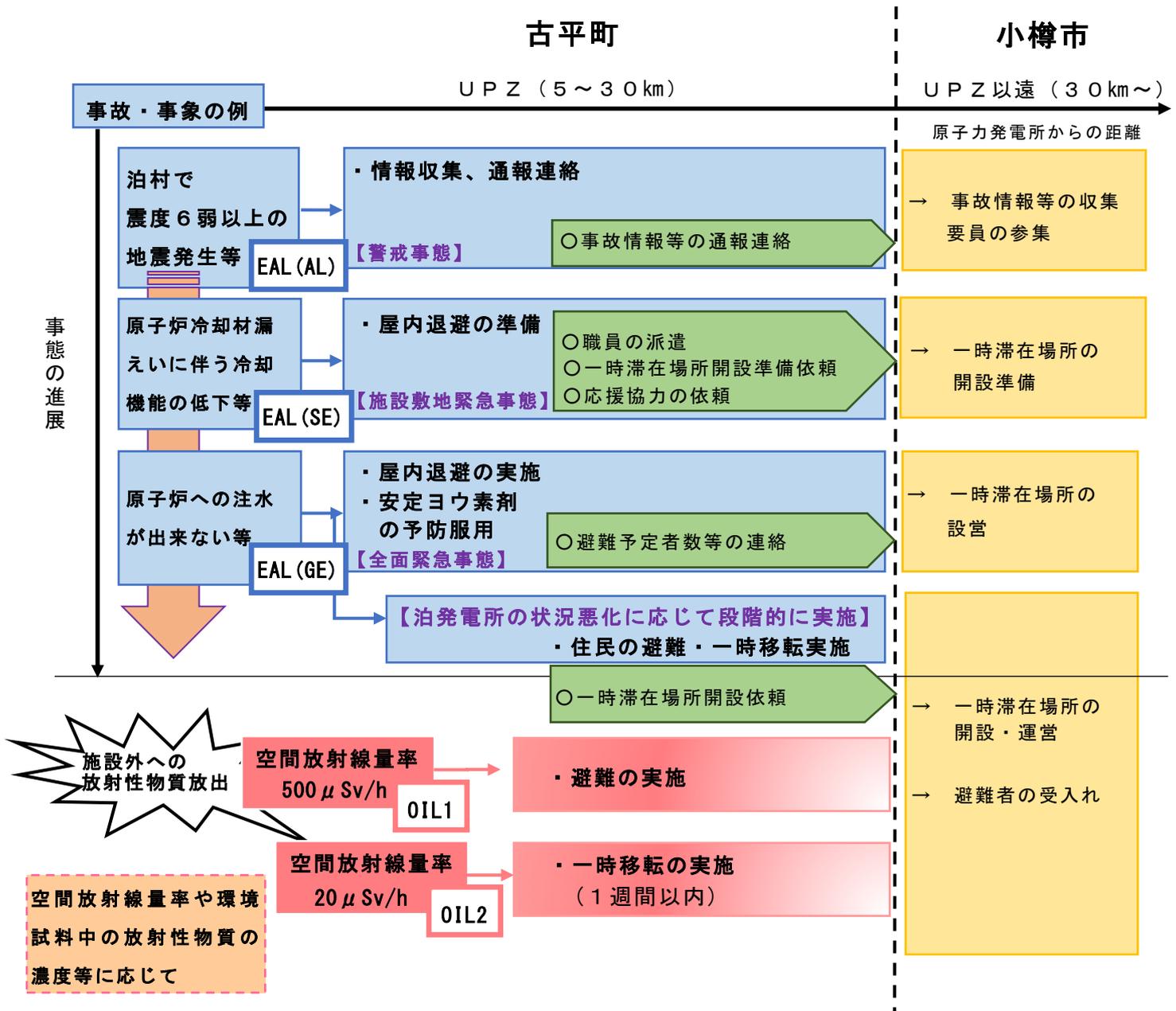
一時滞在場所の運営は、最終的には避難元の古平町が行うものであるが、古平町の運営体制が整うまでの間、避難先の小樽市及び古平町からの要請を受けた北海道が応援協力を行い運営するものとする。

4 小樽市において避難受入が困難な場合の対応

小樽市が自然災害等により被災し、避難の受入が困難な場合は、その旨を古平町へ連絡する。

古平町は、その他の自治体への受入について北海道に対し調整を依頼するものとする。

第2 原子力災害時における避難等の防護措置を実施する基準及び体制等



・警戒事態 ~ EAL (AL)

公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

・施設敷地緊急事態 (原災法第10条) ~ EAL (SE)

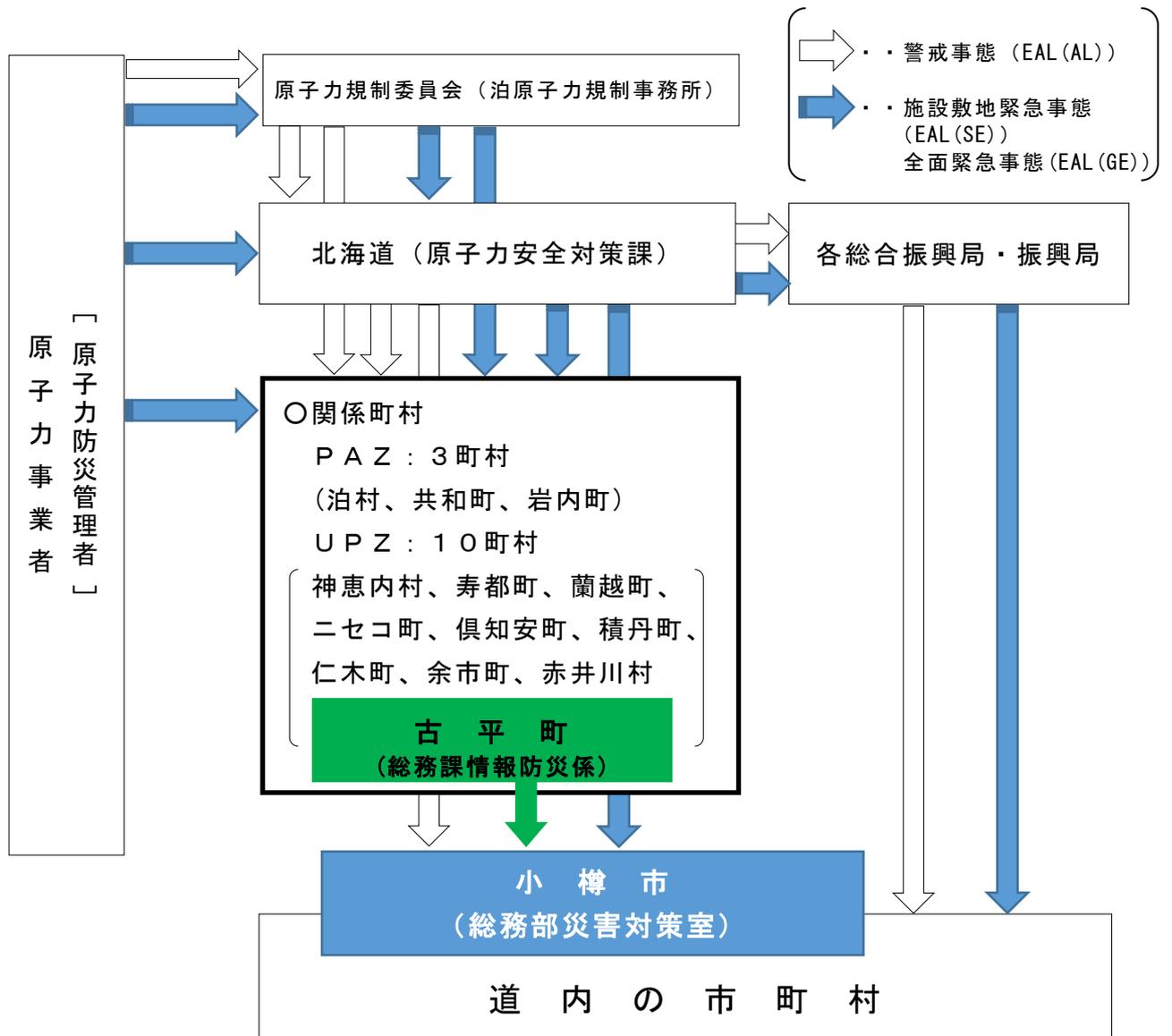
原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

・全面緊急事態 (原災法第15条) ~ EAL (GE)

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

第3 通信連絡体制等

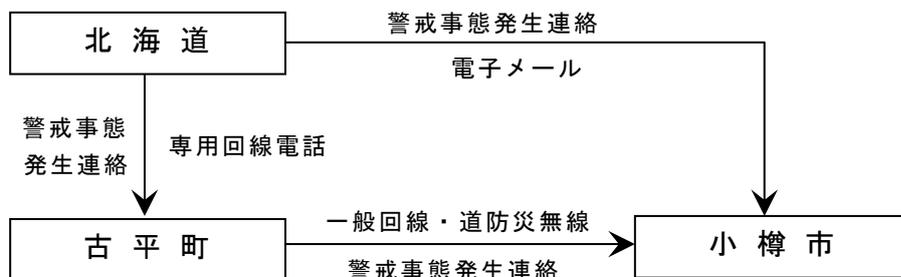
1 通信連絡体制等の流れ



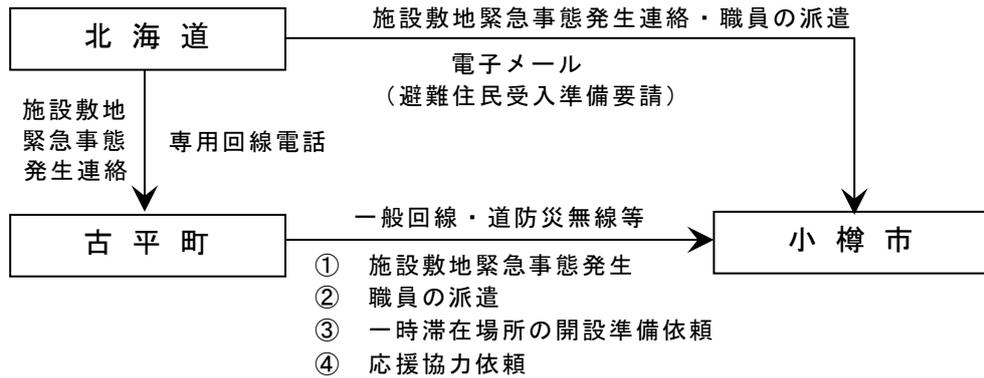
2 通報連絡の手順

(1) 北海道・小樽市・古平町の通報連絡

① 警戒事態（EAL(AL)）

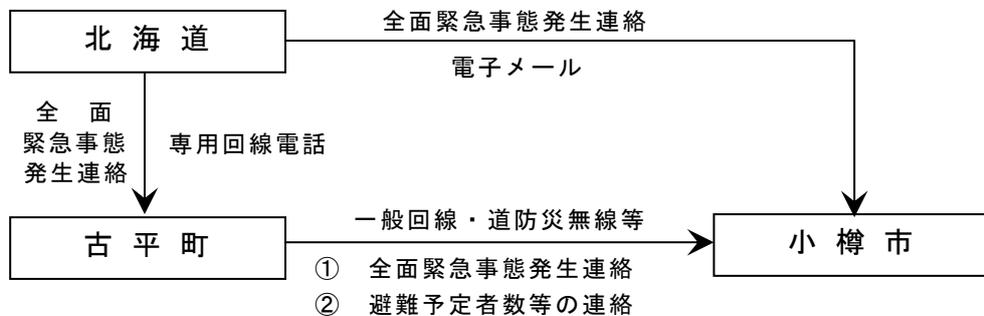


② 施設敷地緊急事態（EAL(SE)）

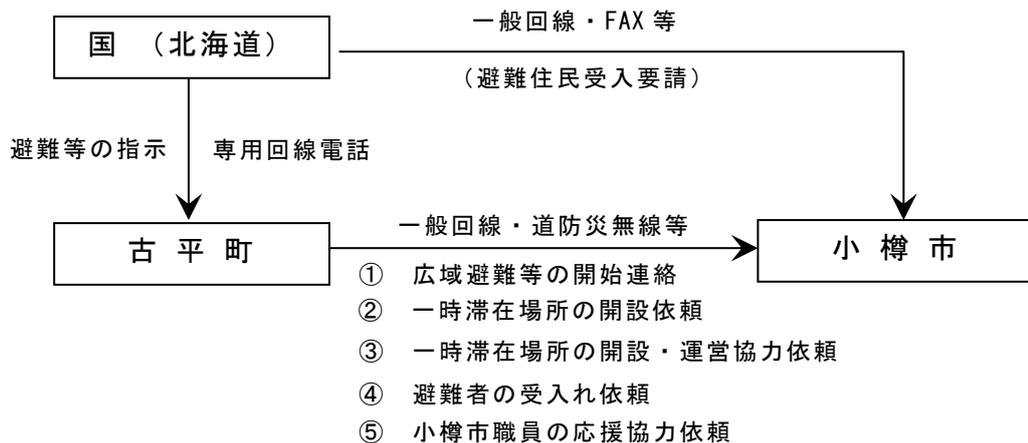


※古平町からの要請により一時滞在場所の開設準備のため道から派遣された職員は、古平町及び小樽市職員と連携し、必要な支援業務を行う。

③ 全面緊急事態（EAL(GE)）



④ 避難又は一時移転の実施（OIL1又はOIL2）



※ 古平町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

3 通報連絡の手段

古 平 町	区 分	小 樽 市
総務課情報防災係	連絡窓口	総務部災害対策室
0 1 3 5 - 4 2 - 2 1 8 1	一般回線	0 1 3 4 - 3 2 - 4 1 1 1
6 3 7 6 - 1 4	道防災行政無線	6 3 6 0 - 3 - 4 1 1
6 3 7 6 - 9 1 0 0	道IP専用電話	6 3 6 0 - 9 1 0 0
6 3 7 6 - 9 9	道衛星専用電話	6 3 6 0 - 9 9
0 8 0 - 2 8 6 9 - 7 3 2 9	衛星携帯電話	0 9 0 - 8 4 2 6 - 4 1 0 5

(参考) 道の連絡先

道 庁 担 当 課	区 分	番 号
総務部危機対策局 原子力安全対策課	一般回線	011-204-5011 (企画防災グループ直通)
	衛星携帯電話	090-8909-2500
	Eメールアドレス	somu.genshi1@pref.hokkaido.lg.jp
後志総合振興局 地域創生部地域政策課	一般回線	0136-23-1320

4 通信途絶等により古平町から小樽市への連絡がない場合

- ① 北海道から小樽市に施設敷地緊急事態発生の通報があった場合をもって、応援協力の要請があったものとする。
- ② 小樽市は、古平町から応援協力の要請がない場合であっても、収集した情報から必要であると認められるときは、自主的な判断により、応援協力を実施するものとする。

第4 避難の実施及び一時滞在場所の設置等

1 避難予定住民数等

古平町	住 民 数 (うち、避難行動要支援者)	2,797 名 (在宅 55 名)
	自 家 用 車 数	1,440 台
	バ ス 台 数	30 台
	特殊車両	車 い す 27 台 ストレッチャー 0 台

令和4年1月1日現在

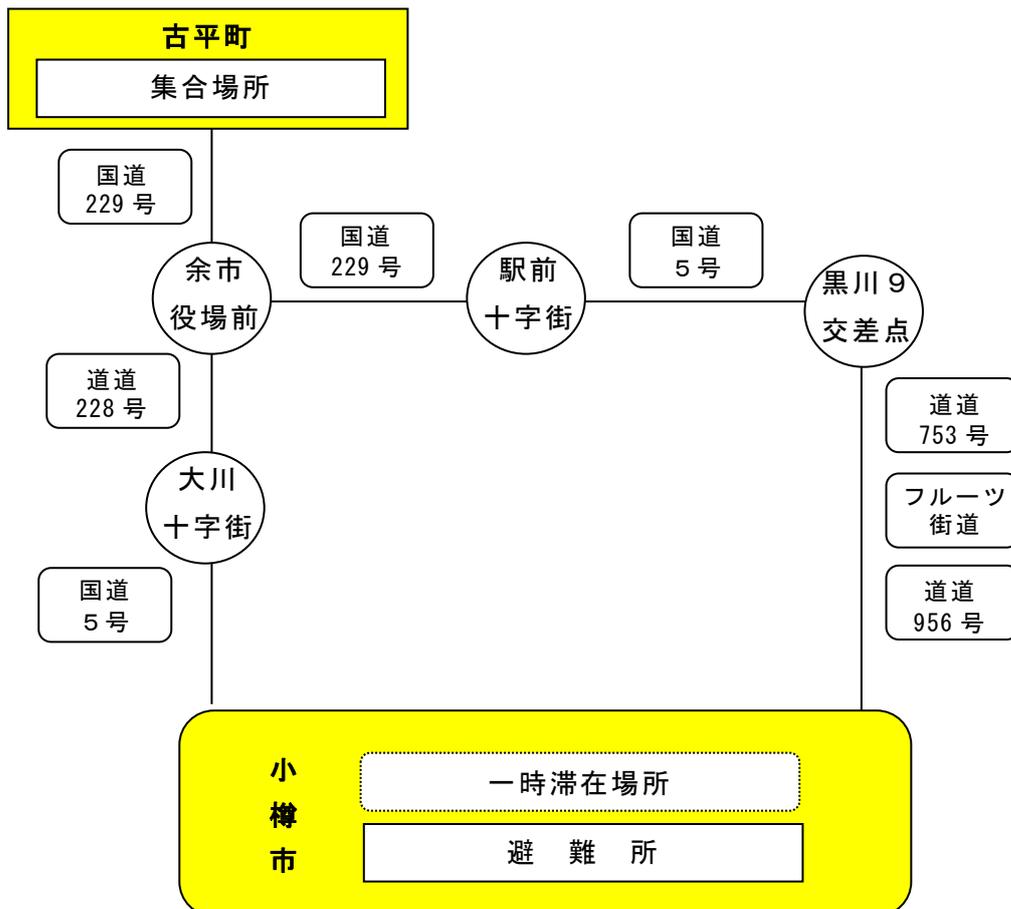
2 避難の手順

避難者は、古平町の指示により、古平町内の集合場所から指定された避難経路を経由し、小樽市内の一時滞在場所に集合し、受付を行った後、受入体制の整った避難所（ホテル等）へ移動する。

また、避難所の体制が整うまでの間は、一時滞在場所に滞在（宿泊を含む）する。避難者を一時滞在場所に収容しきれない場合は、予備滞在場所に滞在させるものとする。

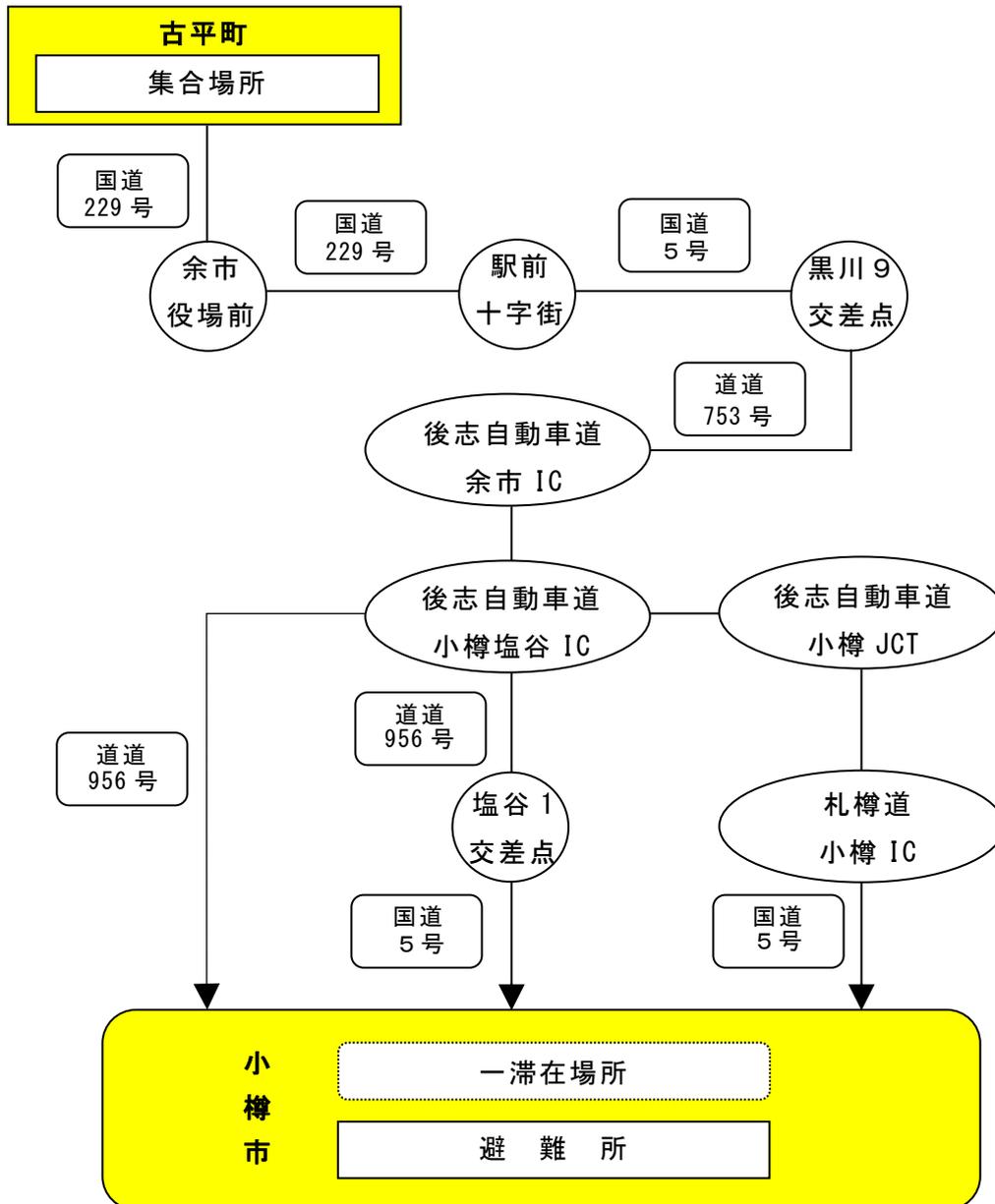
<古平町の避難経路>

①一般道を通る避難経路



※避難退域時検査については、上図避難経路上で行う予定

② 高速道路を通る避難経路



※避難退域時検査については、上図避難経路上で行う予定

3 避難手段

バス・自家用車を原則とする。

※道路状況等により、船舶・ヘリコプター・鉄道も使用

4 避難退域時検査

避難者は、避難経路の途中に北海道が設置する検査場所において、放射性物質による汚染検査と必要に応じて除染を受けてから一時滞在場所へ向かう。

なお、諸事情により避難退域時検査を受けることなく、一時滞在場所に来場した避難者の対応については、北海道と古平町が対応をする。

5 一時滞在場所の設置

小樽市は古平町に対し、一時滞在場所として小樽市総合体育館を指定する。

また、小樽市は一時滞在場所で避難者を収容しきれない場合の補完施設や、一時滞在場所と指定した施設が災害等の事由により使用できない場合の代替施設として、一時滞在場所近隣の指定避難所を予備滞在場所として指定する。

一時滞在場所、予備滞在場所については【別表1】のとおりとする。

6 避難所

古平町は避難所として、北海道が調整等を行った小樽市内のホテル、旅館等を指定する。

避難所のホテル、旅館等は【別表2】のとおりとする。

7 道の広域調整

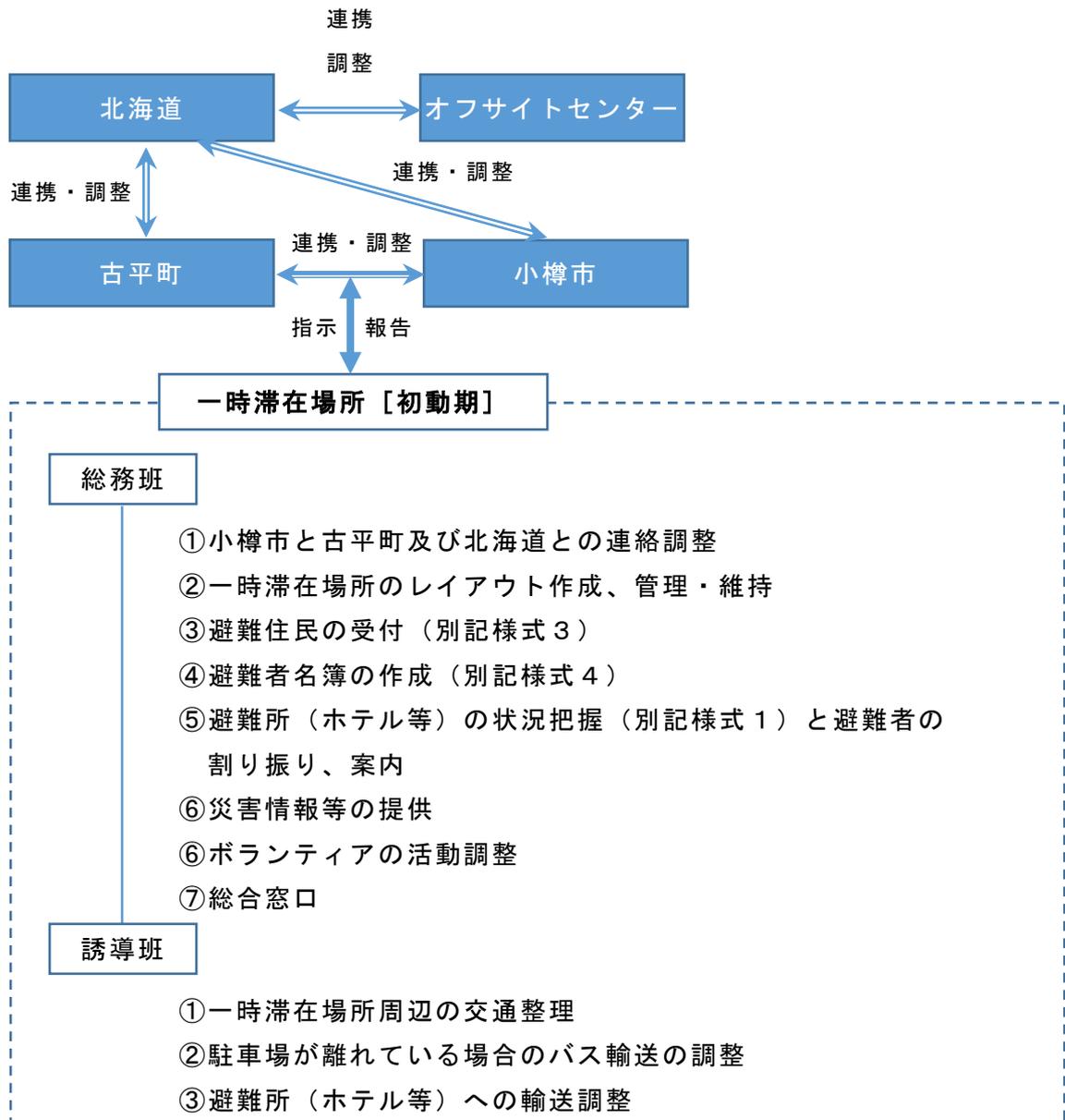
小樽市において、古平町の避難住民を一時滞在場所や避難所（ホテル等）で受け入れることが困難な場合には、道に広域調整を依頼する。

第5 一時滞在場所の開設・運営等

1 運営体制

(1) 初動期

開設準備から古平町による運営期の体制が整うまでの初動期は、一時滞在場所に派遣された古平町職員及び応援協力を行う小樽市職員や北海道職員により、次の体制で業務を行う。



<職員配置数>

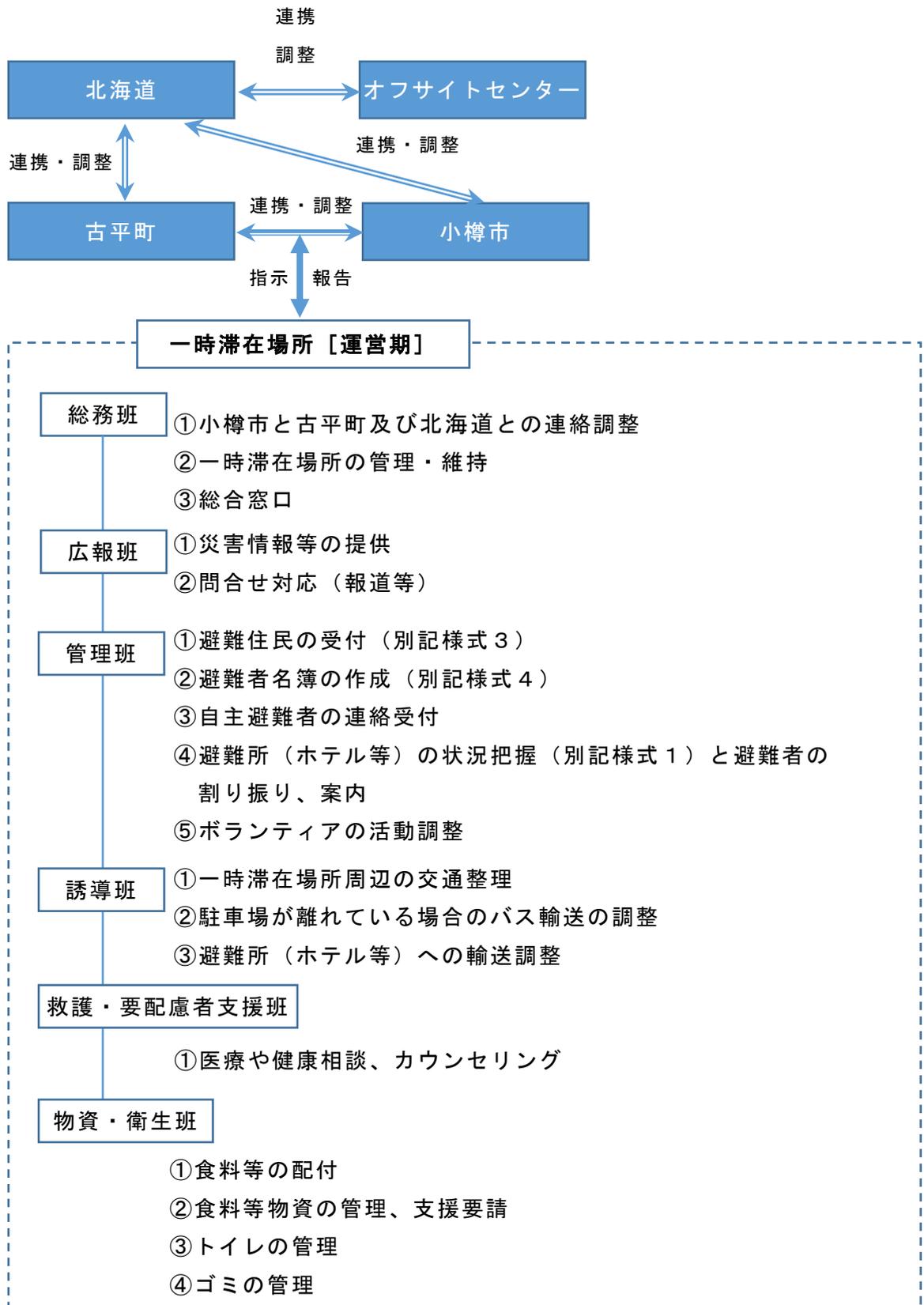
区分	総務班	誘導班	計
小樽市職員	2	2	4
古平町職員	2	—	2
計	4		6

※古平町からの要請を受けて一時滞在場所へ派遣された北海道職員は、状況に応じながら必要な支援業務を行う。

(2) 運営期

古平町による、運営体制が整った後は、次の体制により業務を行う。

小樽市職員及び北海道職員も必要に応じて応援協力にあたるものとする。



2 開設準備

(1) 通報・連絡

- ① 一時滞在場所の開設準備は、道から小樽市に対し、施設敷地緊急事態（EAL（SE））発生の通報により行うほか、古平町は、施設敷地緊急事態（EAL（SE））発生の通報を受けた時は、小樽市に一時滞在場所の開設準備を依頼する。
- ② 小樽市は、古平町から一時滞在場所の開設準備の依頼を受けた時は、一時滞在場所を開設する施設管理者に対して、一時滞在場所の開設をする旨連絡し、開設準備への協力を依頼する。

(2) 職員の派遣

- ① 古平町は、施設敷地緊急事態発生（EAL（SE））の通報を受けた場合は、一時滞在場所を開設する施設に職員を派遣する。
派遣される職員は、一時滞在場所において住民受入を行う際に必要となる、資料を携帯する。
 - ア 住民基本台帳のデータ（CSV形式）
 - イ 住民基本台帳データの打ち出し（紙ベース）
 - ウ 衛星携帯電話、防災優先携帯電話
 - エ その他一時滞在場所及び避難所の運営に必要な資料
- ② 小樽市は、古平町から一時滞在場所の開設準備への応援協力依頼を受けた時は、一時滞在場所に職員を派遣し開設準備を行う。
- ③ 古平町からの要請により一時滞在場所の開設準備のため北海道から派遣された職員は、古平町及び小樽市職員と連携し、必要な支援業務を行う。

(3) 防災資機材の貸与又は提供

小樽市は、古平町から一時滞在場所及び予備滞在場所の開設運営に必要な防災資機材の貸与又は提供依頼を受けた時は、小樽市が所有する防災資機材を古平町に貸与又は提供する。

3 一時滞在場所の設営

(1) 一時滞在場所の機能

一時滞在場所の設営にあたっては、避難者の数や状況に応じて、下表を参考に配置する。

＜一時滞在場所の機能＞

区 分		概 要
○滞在スペース		・避難者が避難所へ移動するまでのスペース (食事・休憩)
○福祉避難室 (要配慮者スペース)		・要配慮者が避難所へ移動するまでのスペース (食事・休憩)
管 理 運 営	○受付場所(事務室)	・避難者の受付を行う
	○広報場所	・テレビ、ラジオや掲示板を設置し、避難者に情報提供を行う。
	○ミーティングスペース	・運営者の打合せに使用
救 援 活 動	○救護所	・医療や健康相談、カウンセリング用のスペースに活用
	物資保管(配分)室	・食料や飲料水、寝具等の物資の保管スペース
	○情報スペース	・テレビ、ラジオや掲示板を設置し情報提供
避 難 生 活	○更衣室(兼授乳室)	・更衣室及び授乳室
	休憩所・交流スペース	・滞在場所とは別に
	勉強場所	・子供の遊び場、学生の学習会場に活用
屋 外	喫煙場所	
	ゴミ集積場	・分別収集に対応

○印：一時滞在場所開設当初から確保するスペース

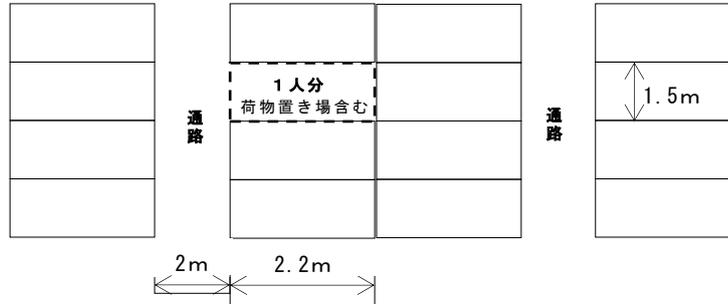
○印以外：避難者の数や状況に応じて設置

(2) 滞在スペースの区割り

滞在スペースについては、下図「滞在スペースの区割り標準」を基本とし、見込まれる避難者数と避難所となるホテル等の空き状況を勘案し設置する。

※区割りの標準（施設の規模等により、柔軟に対応）

- ・ 1人あたり：縦1.5m×横2.2m（テープ等で境界を表示）
- ・ 滞在場所は、幅2mの通路に接するよう配置する。



4 避難所（ホテル等）の空き状況の把握

小樽市は、古平町が避難所として指定しているホテル等（別表2）に空き状況を確認し、受入の可否についての別記様式1により把握及び集約を行う。

また、随時ホテル等からの連絡を受け空き部屋の把握及び集約を行う。

5 自家用車避難車両の駐車場所

古平町は、自家用車避難車両の駐車場所の確保の調整を道に依頼するとともに、駐車場と一時滞在場所までの移動手段を確保する。

6 要配慮者への対応

(1) 福祉避難室（要配慮者スペース）の設置

一時滞在場所における要配慮者への支援のため、一時滞在場所内に福祉避難室（要配慮者スペース）を設置する。

(2) 福祉避難所の開設

- ① 古平町は、要配慮者のうち一時滞在場所や避難所（ホテル等）では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の開設を小樽市に依頼する。
- ② 古平町から依頼を受けた小樽市は、市地域防災計画に準じて社会福祉施設に福祉避難所の開設を依頼する。
- ③ 小樽市は福祉避難所での受入が困難な場合は、その旨、古平町に対し連絡するものとする。
- ④ 古平町は、小樽市の福祉避難所での受入が困難な場合は、福祉避難所の確保について、北海道に調整を依頼する。

(3) 緊急入所先等の確保

要配慮者のうち一時滞在場所や避難所（ホテル等）及び福祉避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者については、緊急入所や緊急ショートステイを行う福祉施設等及び医療機関の確保について、北海道に調整を依頼する。

(4) 社会福祉施設等への入所者への対応

古平町は、緊急時において同種、類似施設への避難が必要な社会福祉施設等に入所している要配慮者の避難所について、北海道に対し「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」等に基づく調整を依頼する。

第6 避難者の受入手順

1 避難者の受付

- ① 滞在スペースの入り口付近に受付場所を設置する。
- ② 到着した住民から順次、次の要領で受付を行う。

※避難住民の受付方法

- ア 避難住民に世帯ごとに別記様式3「避難者受付票」に記入してもらうとともに、世帯全員分の別記様式2「被災地住民登録票」を提出してもらう。
- イ 記入済の「避難者受付票」に受付印を押印したうえで、世帯全員分の「被災地住民票」とあわせてコピーする。
 - ・「避難者受付票原本」と「被災地住民票コピー」を受付分として保管
 - ・「避難者受付票コピー」と「被災地住民登録票原本」を避難住民に手交
- ウ 受付分として保管した避難者受付票をもとに、別記様式4「避難者名簿」を作成する。

※避難者名簿の情報については、被災者台帳に引き継ぎ、継続的な避難者支援に活用する。

- ③ 受付が終了した避難住民から、滞在スペースに誘導する。
- ④ 親戚宅等に避難をした住民から、避難の報告があった場合は、「避難者受付票」を電話聞き取り等により作成するものとする。
- ⑤ 受付の際に避難者の中から一時滞在場所運営に係るボランティアの受付も同時に行うものとする。

2 避難退域時検査を受けていない者への対応

避難退域時検査を受けないで一時滞在場所へ来た住民は、北海道又は古平町に対応を引き継ぐ。

3 避難車両の誘導

- ① 避難車両を一時滞在場所まで速やかに誘導するよう、誘導看板又は誘導員を配置する。
- ② 一時滞在場所の駐車スペースが十分ではない場合は、道の調整により定められた駐車場に誘導し、民間駐車場と一時滞在場所までの輸送手段を確保する。

4 避難所の割り振り

- ① 避難所の空き状況を別記様式1「ホテル等空き状況確認票」により把握したうえで、受付を終えた住民を対象に割り振りを行う。
- ② 割り振りを行うにあたっては、地域のコミュニティの維持に配慮しながら、要配慮者（特に乳幼児や妊婦、高齢者）を優先する。

第7 自主避難者（在宅避難者）への対応

一時滞在場所は、一時滞在場所や避難所で生活する者のみではなく、自主避難者が情報を収集する場所となること、必要な物資を受け取る場所となること等、自主避難者の支援拠点としての機能を有し、情報、サービスの提供に支障が生じないよう運営に配慮する。

第8 感染症対策

感染症流行下における避難者の受け入れに当たっては、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施することとし、次の留意事項を踏まえて古平町及び小樽市は連携して必要な対策を講ずるものとする。

(1) 避難者の健康状態の確認と分離

- ア 古平町は、バス集合場所において、検温や住民等からの申告により、咳、発熱等の症状がある者や濃厚接触者など感染の疑いがある者（以下「感染疑い者」という）の確認を行い、感染疑い者とそれ以外の者については、車両を分けて避難する。
- イ 感染疑い者については、必要に応じて保健所と連携するとともに、小樽市に対して情報を提供する。
- ウ 古平町は一時滞在場所の受付時において、バス避難者の健康確認を改めて実施するとともに、自家用車による避難者の健康確認を実施する。
- エ 感染疑い者については、その他の避難者と接触しないよう、一時滞在場所において分かれて滞在するほか、避難先ホテルが受入可能な場合には直接、避難先ホテルに誘導する。これらの対策が難しい場合には、古平町は、状況に応じて感染疑い者専用の一時滞在場所の設置を小樽市に要請する。

(2) 一時滞在場所の受け入れ、運営

- ア 人と人との距離を確保するため、小樽市は必要に応じて予備一時滞在場所を開設する。
- イ マスクの着用や手指消毒、自己の健康状態の把握や大声での会話を控える等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ウ 避難者に対し、チェックシート（別記様式5）などを活用し、受付時のほか、定期的に避難者の健康状態を点検する。
- エ 感染疑い者が発生した場合は、一般避難者と分離し、必要に応じ保健所と連携し対応する。
- オ 感染症予防対策に必要な資機材及び消耗品については、原則、古平町で用意する

ものとし、搬入が間に合わない場合や不足する場合には道が備蓄する資機材を使用するほか、一時的に小樽市の資機材の貸与を受けて対応する。

カ その他、古平町及び小樽市は「北海道版避難所マニュアル」や国の関係通知等の内容を踏まえて、必要な感染症防止対策を講ずる。

第9 業務の引き継ぎ

古平町で一時滞在場所の運営が可能となった場合は、関係書類のほか、口頭、電子データなどにより、小樽市が支援した業務を古平町に引き継ぐものとする。

別表 1 一時滞在場所等

(1) 一時滞在場所

名 称	小樽市総合体育館
所在地	小樽市花園5丁目2番2号
連絡先	TEL : 0134-33-3710 FAX:0134-24-4334
収容人員	2,000人
防災施設の指定	小樽市指定避難所
近隣の交通機関	北海道中央バス(市民会館通停留所) JR北海道(小樽駅)

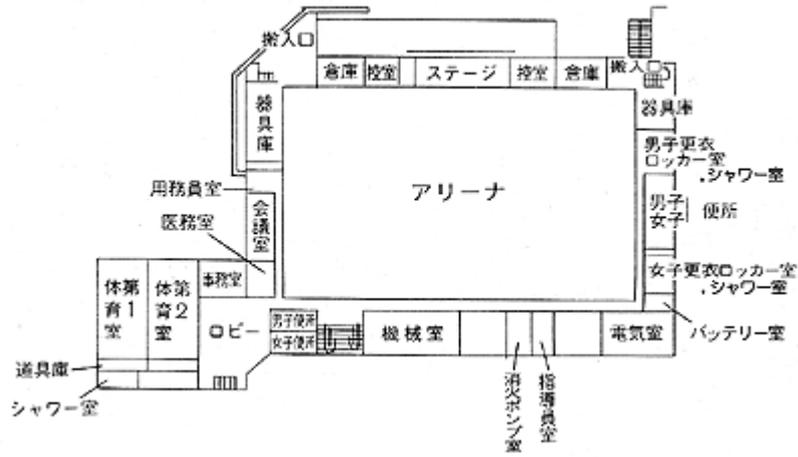
(2) 一時滞在場所に設けるスペース

区 分		概 要
○滞在スペース		・アリーナ
○福祉避難室 (要配慮者スペース)		・第1体育室 ・第2体育室 ・第3体育室
管理 運営	○受付場所(事務室)	・エントランスホール
	○広報場所	・売店前に避難者用の広報掲示板を設置 ・地下1階ロビーに一時滞在場所運営用伝言板を設置
	○ミーティングスペース	・地下1階会議室を活用
救援 活動	○救護所	・1階トレーニング室を救護所に活用 ・地下1階医務室及び控え室を医療や健康相談、カウンセリング用のスペースに活用
	物資保管(配分)室	・地下1階搬入口付近に設置
	○情報スペース	・地下1階ロビーに設置
避難 生活	○更衣室(兼授乳室)	・女子更衣室及び授乳室は地下1階女子更衣室を活用 ・男子更衣室は地下1階男子更衣室を使用
	休憩所・交流スペース	・地下1階ロビーを活用
	勉強場所	・第4体育室を子供の遊び場、学生の学習会場に活用
屋外	喫煙場所	・テラスに設置
	ゴミ集積場	・分別収集に対応できるように、テラスを活用

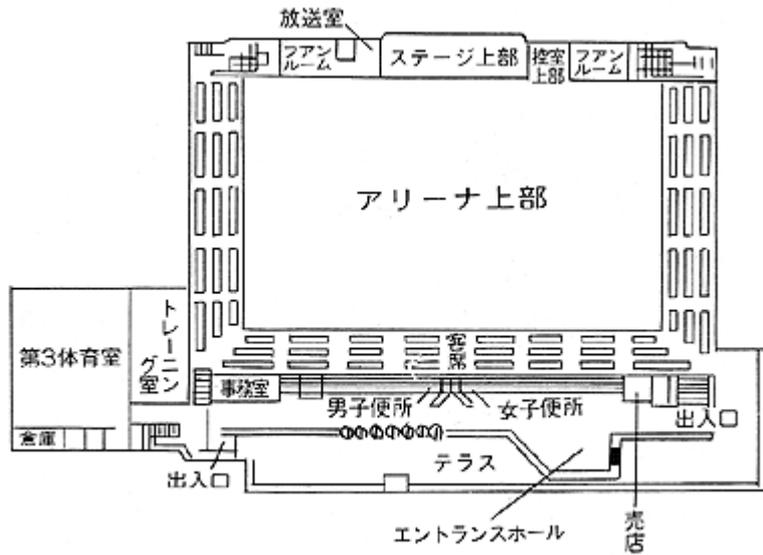
○印：一時滞在場所開設当初から確保するスペース

○印以外：避難者の数や状況に応じて設置

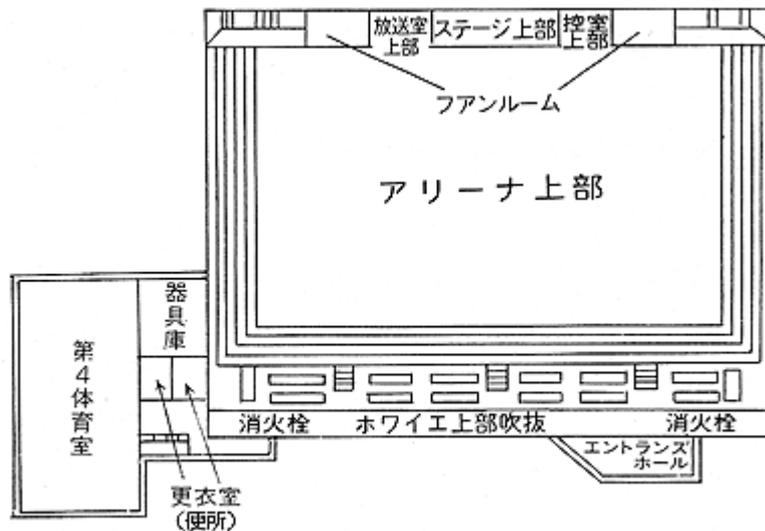
小樽市総合体育館平面図



地下1階平面図



1階平面図



2階平面図

(3) 予備滞在場所

名 称	小樽市教育委員会庁舎
所在地	小樽市花園5丁目10番1号
連絡先	TEL:0134-32-4111 FAX:0134-33-6608
収容人員	800人
防災施設の指定	小樽市指定避難所
名 称	小樽市公会堂
所在地	小樽市花園5丁目2番1号
連絡先	TEL:0134-22-2796
収容人員	200人
防災施設の指定	小樽市指定避難所
名 称	小樽市勤労青少年ホーム
所在地	小樽市緑1丁目9番4号
連絡先	TEL:0134-24-0920 FAX:0134-24-0909
収容人員	180人
防災施設の指定	小樽市指定避難所
名 称	小樽市民会館
所在地	小樽市花園5丁目3番1号
連絡先	TEL:0134-25-8800 FAX:0134-25-8899
収容人員	500人
防災施設の指定	小樽市指定避難所

別表2 避難所（ホテル等）の状況

施設名	部屋数	収容人員	宴会場等	駐車場	住所	電話番号
〔小樽市内〕						
オーセントホテル小樽	195	527	73	90	稲穂 2-15-1	0134-27-8100
ドゥーミーイン PREMIUM 小樽	224	712		80	稲穂 3-9-1	0134-21-5489
運河の宿 小樽ふる川	41	113		20	色内 1-2-15	0134-29-2345
ホテルノルド 小樽	98	276		46	色内 1-4-16	0134-24-0500
ホテルソニア	95	382		67	色内 1-4-20	0134-23-2600
グランドパーク小樽	296	910	1,080	132	築港 11-3	0134-21-3111
ホテルノイシュロス小樽	57	230		60	祝津 3-282	0134-22-9111
THE GREEN OTARU	90	260			稲穂 3-3-1	0134-33-0333
fami THE GREEN OTARU	33	74			稲穂 3-5-14	
越中屋旅館	12	60		12	色内 1-8-12	0134-25-0025
魚松旅館	8	10		4	住吉町 11-5	0134-32-1994
銀鱗荘	18	86		30	桜 1-1	0134-54-7010
旅館慶正	25	130		20	銭函 2-19-5	0134-62-4279
ウイラマウンテン	9	21		8	最上 2-13-1	050-3743-3437
小樽天狗山本館	9	43			最上 2-16-22	050-3743-3437
小樽杜の樹	3	15		2	相生町 4-15	0134-23-2175
旅館若葉荘	6	15			稲穂 4-3-17	0134-27-3111
祝津潮騒	6	30		10	祝津 3-212	0134-23-6535
民宿まつよ	8	40			銭函 2-13-16	0134-62-3729
〔朝里川温泉〕						
宏楽園	35	119		40	新光 5-23-1	0134-54-8221
ロクペンションパインハウス	5	20		7	新光 5-40-5	0134-54-0661
ロジック・ガールミッシュ	9	39		20	朝里川温泉2-673	0134-54-0212
小樽朝里クラッセホテル	120	372	80	150	朝里川温泉2-676	0134-52-3800
ペンションシャトウクラッセ	10	36		10	朝里川温泉2-681-13	0134-51-2111
貸別荘ウインケル	16	110		50	朝里川温泉2-686	0134-52-1185
ホテル武蔵亭	47	221		100	朝里川温泉2-686	0134-54-8000
旅館 はなえみ (ホテル武蔵亭別館)	23	101			朝里川温泉2-686-3	0134-54-8600
小樽旅亭 藏群	19	95			朝里川温泉2-685	0134-51-5151
合計	1,600	5,047	1,283	1,018		

別記様式1 ホテル等空き状況確認票

／ : 現在

ホテル名	室数	収容可能人数	備考
	1人部屋 室	名	
	2人部屋 室	名	
	3人部屋 室	名	
	4人部屋 室	名	
担当者	5～10人部屋 室	名	
	大広間 室	名	

／ : 現在

ホテル名	室数	収容可能人数	備考
	1人部屋 室	名	
	2人部屋 室	名	
	3人部屋 室	名	
	4人部屋 室	名	
担当者	5～10人部屋 室	名	
	大広間 室	名	

／ : 現在

ホテル名	室数	収容可能人数	備考
	1人部屋 室	名	
	2人部屋 室	名	
	3人部屋 室	名	
	4人部屋 室	名	
担当者	5～10人部屋 室	名	
	大広間 室	名	

／ : 現在

ホテル名	室数	収容可能人数	備考
	1人部屋 室	名	
	2人部屋 室	名	
	3人部屋 室	名	
	4人部屋 室	名	
担当者	5～10人部屋 室	名	
	大広間 室	名	

別記様式 2 被災地住民登録票

第 号	(ふりがな) 氏 名	性 別	男	女
		生年月日	明 大 昭 平	年 月 日生
被災地住民登録票	職 業	年 齢	歳	
	本 籍			
	住 所			
	災害発生時の場所	(地名番地) 屋 内 (木 造 コ ン ク リ ー ト 石 造) 屋 外 災害現場からの距離 (km) km		
災害発生直後の行動	0分～10分	10分～20分	20分～30分	30分～1時間
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
	1時間～1時間30分	1時間30分～2時間	2時間～2時間30分	2時間30分～3時間
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
平成 年 月 日 町 村 名	被ばく程度	未 処 置		処 置 済
	皮 膚			
	衣 服			
	測定器・測定方法及び測定者			
除染・その他措置状況	衣 服	A	B	(携行 支給)
	身 体	A	B	C D
	医 療 措 置	A	B	C D E F
被ばく当時の急性症状				
避難場所名				
避難期間				
その他の参考事項				
発行年月日	平成 年 月 日			
発行者		㊞		
(除染その他措置状況欄記載上の注意)				
衣 服	A 更衣せず	B 更衣済		
身 体	A 無処理	B 水による洗浄		
	C 洗剤による洗浄			
	D 特殊洗剤による洗浄			
	医 療 措 置	A 要せず	B 薬品投与	
	C 一般検査	D 精密検査		
	E 治療	F 特殊		

この登録票について

- 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから大切に保存してください。
- 2 住所や氏名が変わったときにはすぐその旨を届出てください。
- 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは再交付を申し出てください。
- 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはなりません。

別記様式3 避難者受付票

番号	世帯代表者名		男・女			年齢		職種・有資格等	
	続柄	世帯主	入所日時		退所日時			特記事項	
	住 所							TEL (携帯)	
	氏 名		男・女			年齢		職種・有資格等	
	続柄		入所日時		退所日時			特記事項	
	氏 名		男・女			年齢		職種・有資格等	
	続柄		入所日時		退所日時			特記事項	
	氏 名		男・女			年齢		職種・有資格等	
	続柄		入所日時		退所日時			特記事項	
	備 考							情報の公開	公開・非公開

※記入上の注意

- 職種・有資格等 ～ (例：医師、看護師、保健師、保育士など)
- 住所～ (住民登録地)
- 電話～ (携帯電話等、連絡が可能な番号)
- 特記事項～ (例：食物アレルギー、持病、服用している薬など)
- 情報公開の有無～ 家族、親戚、知人からの問合せに対する回答の可否

受付印

--

別記様式4 避難者名簿

No.	住 所	氏 名	生年月日	続柄	避 難 所			受 付 日	備 考
					住 所	名 称 等	連 絡 先		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

別記様式5 健康状態チェックリスト

●太枠の項目について、ご記入ください。

受付日： 年 月 日

避難所名	氏名	年齢

チェック項目		
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在健康観察中ですか？	はい・いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ
8	下痢がありますか？	はい・いいえ
9	からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか？	はい・いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ
11	現在、医療機関に通院していますか？ (症状：)	はい・いいえ
12	現在、服用をしていますか？ (薬名：)	はい・いいえ
13	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合は、具体的にご記入ください	はい・いいえ
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合は、具体的にご記入ください	はい・いいえ
16	乳幼児と一緒にですか？（妊娠中も含む）	はい・いいえ
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合は、具体的にご記入ください	はい・いいえ
18	てんかんはありますか？	はい・いいえ

（以下は受付担当者が記入します）

体温	℃	受付者名	
滞在スペース・区画			

※滞在スペース、区画欄には、避難する建物や部屋の名称及び区画番号などを記入する